

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく文化芸術活動に関する
都道府県計画について

【経緯】

- 平成 30 年 6 月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、同法第 8 条において、地方公共団体においても、計画を策定することが努力義務とされた。
- これを受け、府では、「障がい者計画」に 1 章立てにより、同法に基づく都道府県計画（以下、「文化芸術計画（仮称）」という）として位置づけていくこととする。

【文化芸術計画（仮称）策定の流れ（案）】

- 第 5 次障がい者計画の中間見直しに合わせ、文化芸術計画（仮称）を章立ての形で策定。
- 令和 4 年度末に改定される予定の、国が策定している同法に基づく基本計画を勘案し、令和 5 年度文化芸術部会において文化芸術計画（仮称）の案について調査審議。

【文化芸術計画（案）に盛り込む内容（案）】

- 文化芸術計画（案）の位置づけ
 - ・障がい者を取り巻く文化芸術活動の背景
 - ・文化芸術計画（案）の策定趣旨
- 計画の目標時期
 - ・令和 8 年度末まで（案）
- 計画の推進体制
 - ・各関係機関との連携等を含む
- 計画の基本理念・基本方針
 - ・府障がい者計画、障がい者文化芸術推進法、国基本計画をふまえ設定
- 施策推進の方向性
 - ・主な施策の取組み
- 具体的な施策の取組み